

補助金シート（令和8年度）

所属	都市づくり推進課
----	----------

補助金名称	宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金
根拠法令	（関連制度）国土交通省の社会資本整備総合交付金交付要綱、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	宝山寺参道の趣きと賑わいが両立する街なみ景観を形成及び保全することを目的とする。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	補助対象事業を実施する者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	生駒駅南口参道周辺地区街なみ環境整備事業計画に基づく建築物等の修景整備	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	(1) 建築物等修景費 建築物等の新築、増築、改築、修繕又は模様替に係る事業費のうち、外観の修景に係る経費 (2) 建築設備等修景費 建築物等の屋外に露出し景観を阻害している給排水設備、空調設備、電気設備、広告物等の除去、隠ぺい又は改善に係る経費 (3) 色彩修景費 周辺地域と著しく不調和な色彩と認められる建築物等の外観における色彩の是正に要する経費	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	2/3
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	国費1/3、市費1/3、補助対象者1/3
	補助限度額	100万円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和13年3月31日
	終期設定の根拠	まちなみ環境整備事業計画に基づき、令和8年度より5ヵ年の期間で、地区施設整備を目指すため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	補助金交付件数	件	3	R8
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	0	3	3	3	3	3
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	3,000	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	1,500	0	0	0	0		0	0	
その他特定財源									
一般財源	1,500	0	0	0	0		0	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。

A つながっている

(上記のように評価した具体的理由)

対象地域の景観を維持・保全することで、宝山寺への期待感を高める参道としての魅力と周辺地域を含むエリアの価値の向上につながる。

② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。

A 適合している

(上記のように評価した具体的理由)

昨今のインバウンド需要などにより、国内外問わず本市への観光客が見受けられ、参道を含む宝山寺周辺は本市の貴重な観光資源となっている。

③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

A 合致している

(上記のように評価した具体的理由)

生駒駅南口周辺のエリアリノベーションや生駒山のブランディング事業と関連するものである。

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。

A 大いにある

(上記のように評価した具体的理由)

本市が策定した街なみ環境整備事業に基づくものであり、対象地域の景観の規制誘導を図るため、市が主導する必要性は高い。

② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)

A ない

(上記のように評価した具体的理由)

民間所有物件へのアプローチであるため、直接執行などの代替策はない。

(3) 補助の効果（成果）

① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。

A 認められる

② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。

A 期待できる

上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）

補助金交付前に、対象行為が景観の向上に寄与するものかを確認するため、一定の効果が期待できる。

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。

A 目的どおりである

(適合しない場合はその理由)

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況（千円）					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
④新設	

補助金シート（令和8年度）

所属	都市づくり推進課拠点形成室
----	---------------

補助金名称	生駒駅南口周辺遊休不動産活用事業補助金
根拠法令	生駒駅南口周辺遊休不動産活用事業補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。） 生駒駅南口周辺において遊休不動産を活かし、店舗を新規開業する者を支援することで、エリア価値を向上させる。		
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。） いこみなチャレンジの審査を通過し、かつ、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して寄付を募集した者。		
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。） クラウドファンディング型ふるさと納税を活用して寄付を募集した事業		
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。） 補助金交付要綱の別表に記載の補助対象経費のうち、補助対象者がクラウドファンディング型ふるさと納税で寄附金の使途として公表したもので、以下のいずれにも該当しないもの (1) 国、都道府県、市、又は独立行政法人その他の公益法人等から補助金等を受けている経費 (2) 消費税及び地方消費税相当額並びに他の補助金等を受けた又は受ける予定がある経費		
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）		
	補助率・補助単価	クラウドファンディング型ふるさと納税の寄附額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	補助額がクラウドファンディング型ふるさと納税の寄附額に依存するため	
補助金の終期	補助限度額	クラウドファンディング型ふるさと納税の寄附額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り捨てる。）	
	終期	令和11年3月31日	
	終期設定の根拠	令和7年度からの3か年で実行力のある組織や自走・継続に向けたファイナンスの仕組みの構築を目指すため。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
いこみなエリアでの新規事業化の促進・成就
R7年度の実績
クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、2組が新規事業の開始（店舗オープン）準備を進めている

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	10,000	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	0	-	-	-	-		-	-	
その他特定財源	10,000	-	-	-	-		-	-	
一般財源	0	-	-	-	-		-	-	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
本市の都市・地域拠点や各圏域のエリア価値向上に資する新規事業が補助対象であり、本補助事業により実施される取り組みは、広く市民の利益増進につながると考えるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
クラウドファンディング型ふるさと納税による寄付が財源であるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
本市の総合計画や都市計画マスタープランに位置づけられる都市・地域拠点の整備に関する事業と関連するため。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
遊休不動産を活かして店舗等を新規開業する者を支援することで、本市の玄関口、宝山寺の門前町にふさわしい、にぎわいと趣ある都市拠点の形成とエリアの価値向上を目指す事業であるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	B 今後検討する必要がある
(上記のように評価した具体的理由)	
新規開業に要する初期費用が事業化の障壁となるため、資金面での支援が必要と考える。民間企業が展開するクラウドファンディングサービスを市があっせんすることは難しいが、クラウドファンディング自体への理解を深める支援を行う等、新規開業希望者が自発的に任意の民間サービスを利用する形が取れば、今後あり方を検討できる可能性がある。	

(3) 補助の効果（成果）

① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）	
資金面による事業化障壁の軽減に繋がるが、補助額はクラウドファンディング型ふるさと納税による寄付額に依存するため。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方向性

方向性	判断理由
④新設	

別表

補助対象経費
・店舗賃借料(店舗部分の賃借に直接的に支払う費用) ・店舗改装費(開業のために最低限必要となる店舗部分の内装工事費、ファサード整備費) ・備品購入費 ・広告宣伝費

補助金シート（令和８年度）

所属	都市づくり推進課拠点形成室
----	---------------

補助金名称	生駒市エリアプラットフォーム活動支援補助金
根拠法令	(関連制度) 国土交通省の官民連携都市再生推進事業制度要綱、官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	エリア価値の向上に資する取組みの推進を目的に、公民の関係者が参画するエリアプラットフォームが行うまちづくり活動を支援する	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	官民連携都市再生推進事業制度要綱第3条第1項第1号に規定するエリアプラットフォームで、市内に拠点がある活動団体	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	エリアプラットフォームが主体となて行う事業のうち、次に掲げる事業。 (1) 未来ビジョン等の改定 (2) シティプロモーション・情報発信 (3) 社会実験・データ活用 (4) パブリック空間の活用	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	補助対象事業を実施するために要する事業費（補助要綱 別表第1）	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	補助年数に応じて下記金額のとおり定める 1年目：500万円 2年目：150万円 3年目：120万円 4年目：100万円 5年目：100万円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	都市空間の再編にあたっては、行政だけではなく、公民がそれぞれの強みを活かし、連携したまちづくりが必要であり、公民連携組織のエリアプラットフォームが行う事業については、公益性の高い事業であるといえることから、補助年数及び補助上限額を設けた上で、補助率を2分の1以上とする。
	補助限度額	補助年数に応じて下記金額のとおり定める 1年目：500万円 2年目：150万円 3年目：120万円 4年目：100万円 5年目：100万円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和10年3月31日
	終期設定の根拠	エリアプラットフォームは公民連携で持続的にまちづくりに取り組む組織であり、その性質から、5年を目途に補助に依らないエリアプラットフォームの運営体制・方法を見出すことが望ましいため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
チャレンジチームの新規加入者獲得、パブリック空間を活用した滞在したくなる歩行者中心の都市空間を創出するための事業
R7年度の実績
エリアの価値向上に資する事業を主体的に実践する組織（名称：チャレンジチーム）をエリアプラットフォーム内に発足。事業部会への加入を募集した結果、3事業者が加入し、それぞれエリア価値向上に資する事業を進めている。プロモーションとして、以下を実施。（R7年度成果目標：HPへのコンテンツ充実として追加記事制作・掲載件数5件以上） ・ホームページの改修（より見やすいようにレイアウトを変更。チャレンジチームの募集ページを新設。） ・ホームページの充実（エリア内の店舗等取材し記事をUP…令和8年5月21日時点：22件記事掲載）

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,000	1,200	1,197	1,500	1,472	98.1%	9,200	9,044	98.3%
国・県補助金	500						4,500	4,500	
その他特定財源									
一般財源	500	1,200	1,197	1,500	1,472		4,700	4,544	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
本市の都市・地域拠点や各圏域のエリア価値向上に資する取組みが補助対象事業であり、本補助事業により実施される取組みは、広く市民の利益増進につながると考えるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
地域の関係者や市民の意見を取り入れ作成されたまちの将来像やビジョンの実現に向けた取組みが補助対象事業であるほか、国土交通省が令和2年に取りまとめた「市街地整備2.0 新しいまちづくりの取り組み方」に基づく事業であるなど、現在の社会情勢等を考慮した施策であるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
本市の総合計画や都市計画マスタープランに位置づけられる都市・地域拠点の整備に関する事業と関連するため。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
本市の総合計画や都市計画マスタープランに位置づけられる拠点や各圏域のエリア価値向上に資する事業であるほか、これからの市街地整備は、行政主導ではなく、公民連携により取組みを進めることが必要であるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	B 今後検討する必要がある
(上記のように評価した具体的理由)	
現在は公民連携による取組みの初動期であり、支援が必要であると考え、今後公民の役割分担を精査のうえ、補助制度の運用を見直す必要がある。	

(3) 補助の効果（成果）			
① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。		A 認められる	
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。		A 期待できる	
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）			
現在は公民連携による取組みの初動期であり、支援が必要であると考えますが、今後公民の役割分担を精査のうえ、補助制度の運用を見直す必要がある。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		生駒駅南口エリアプラットフォーム		(2) 団体等の構成人数		11 人	
				うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称		生駒駅南口エリアプラットフォーム					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）							
市が事務局業務を行っている		○	有料施設等の減免を行っている			有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している			その他 (ある場合は右欄に内容を記入)				
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由							
生駒駅南口エリアプラットフォームに生駒市（都市整備部、地域活力創生部）が参画しているため。							
(6) 補助金交付先の収支状況						(千円)	
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	
歳出決算総額		1,472	9,044				
歳入決算総額		1,472	9,044				
うち前年度繰越金		0	0				
積立金（R6年度末現在高）		0					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		無	有の場合出資額		千円		

(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理		判断理由
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。	○	自主財源確保に向けた体制強化の実施等取り組みを進めている。
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。	○	規約や決裁区分を定めるほか、会計等の役員を設置し、適正な運営を行っているため。
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。	○	実績報告書に基づきエリアプラットフォーム会議にて決算報告を行い承認を得ているため。

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	令和8年度においても公民連携で都市・地域拠点のエリア価値向上に資する取組みを推進する必要があるため。

別表第1 対象経費（第5条関係）

区分	補助対象経費
未来ビジョン等の改定	・未来ビジョン等の改定のための基礎データの収集・分析、社会実験、専門家の活用、勉強会・意識啓発活動に要する費用
エリアプロモーション・情報発信	・未来ビジョン等に基づく、まちづくりの担い手や多様な人材を惹きつけるための情報発信（コンテンツ作成、国際的ビジネス環境等改善に資する Wi-Fi 等環境整備）、展示会出展及び国際会議等に合わせたイベントの開催に要する費用
社会実験・データ活用	・未来ビジョン等に基づく、都市の魅力や国際競争力を向上するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等（施設・機材の設置、調査、実施運営等）に要する費用
パブリック空間の活用	・未来ビジョン等に基づく、滞在したくなる歩行者中心の都市空間を創出するための事業実施にあたり必要となる事業費（施設・機材の設置、調査、実施運営等）に要する費用

別表第2 補助額（第5条関係）

補助年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
補助上限額	500万円	150万円	120万円	100万円	100万円

補助金シート（令和8年度）

	所属	学研推進課
補助金名称	生駒市土地区画整理事業準備団体補助金	
根拠法令	地方自治法第232条の2	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	土地区画整理事業の施行を準備している団体に対してその活動の経費の一部を補助することにより事業化を支援する。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	高山土地区画整理事業又は学研北生駒駅北土地区画整理事業の施行区域内において、土地区画整理組合の設立に向けて準備を行う土地区画整理準備団体	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	土地区画整理準備団体が土地区画整理組合（本組合）の設立に向けて行う準備活動	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	広報費、講演会・会議費、見学会費等	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	2分の1
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	補助金の額は1準備団体について1年度500千円を限度。交付期間は、同一補助対象者について第1年度（当初の交付決定年度）から第3年度まで。
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	補助限度額の欄に記載のとおり。
	終期設定の根拠	早期の事業化を図るため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	学研高山地区南エリア土地区画整理組合（本組合）設立	%	100	令和9年度
②	学研北生駒駅北土地区画整理組合（本組合）設立	%	100	令和10年度

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	0	50	100			
②	0			100		

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	400	400	0	0	0	#DIV/0!	0	0	#DIV/0!
国・県補助金	0	0	0	0	0		0	0	
その他特定財源	0	0	0	0	0		0	0	
一般財源	400	400	0	0	0		0	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
関西文化学術研究都市建設促進法に基づく国家プロジェクトとして、文化、学術及び研究の中心となるべき関西文化学術研究都市（けいはんな学研都市）を建設するものであるため。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
周辺の自然環境との調和に留意しつつ、基礎研究から研究開発生産に至る産業施設の立地など、イノベーション創出の基盤となる都市の多様性と機能連携を高める複合的都市機能の整備が図られ、国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発展に資するものであるため。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
関西文化学術研究都市建設促進法に基づく文化学術研究地区（クラスター）のひとつであり、本市総合計画のほか、都市計画マスタープラン、立地適正化計画並びに学研高山地区第2工区マスタープランに位置づけられているため。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
当地区の都市づくりについては、市の各計画に位置づけられていることに加え、市も地権者としての側面を持つことや、都市基盤整備が進んだ場合、市有地の有効活用や地域活性化に寄与するため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。（直接執行、委託等への切替など）	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
準備組合から組合設立に至るまでの広報や施設利用等に対する支援であり、活用の用途を限定しないためにも、補助金の形が望ましい。	

(3) 補助の効果（成果）

① 補助金の交付の効果（成果）が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果（成果）が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由（効果の測定方法等を含めて記入）	
土地区画整理組合（本組合）の設立に至り、事業化することで、基盤整備が進むため。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他（ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況（千円）					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
④新設	両準備団体とも業務代行予定者による事務局が設置された後、本補助金の運用を開始する。

補助金シート（令和8年度）

所属	住宅課
----	-----

補助金名称	戸建て住宅賃貸化促進奨励金
根拠法令	戸建て住宅賃貸化促進奨励金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)
	市内の戸建て住宅の約98%は持ち家であり、子育て世帯のニーズが高い戸建て賃貸住宅が不足している。一方で、貸し出し意向のある空き家所有者は一定数存在するものの、「改修費の高さ」がネックとなっており活用が進んでいない。本奨励金により空き家活用・戸建て賃貸の充実を促進することを目的とする。
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)
	以下の(1)から(3)すべてに該当する方が対象。 (1) 対象住宅の所有者で、対象工事の着手日前に、対象住宅に居住していた方又は被相続人が居住していた当該対象住宅を相続等により取得した方 (2) 対象住宅の対象工事着手・完了・2年以上の賃貸借契約締結のすべてを、1年以内に実施した方 (3) 調査や情報発信等、奨励金の目的を達成するために市長が行う取組みに協力できる方 (注意) ただし、以下のいずれかに該当する方は対象とならない。 ・本市の市税を滞納している方（納期限が到来していない市税について、市に対し分割納付の誓約をしている方を含む） ・過去に本奨励金の交付を受けた方
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)
	交付対象者が以下の交付対象住宅の要件も満たしたうえで、100万円を超える交付対象工事を行った場合に、定額50万円の奨励金を交付する。 【対象となる住宅】 以下の(1)から(6)すべてに該当する住宅が対象。 (1) 個人の居住の用に供する戸建て住宅。ただし、他の用途を兼ねているものの場合は、居住の用に供する部分が2分の1以上あること。 (2) 昭和56年6月1日以降に新築工事に着手したもの又は対象工事完了時において、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」と同等以上の効力を有するものによる構造評点が1.0以上もしくはこれと同等のもの (3) 家屋の登記事項証明書に所有権保存又は所有権移転が記録されているもの (4) 対象事業完了時において、床面積が87.5平方メートル（敷地に商業地域又は近隣商業地域を含む場合は、65平方メートル）を超えるもの (5) 対象事業完了時において、一つの世帯が独立して生活を営むことができるよう、次に掲げるすべての設備を備えているもの ア 浴室 イ キッチン ウ 便所 (6) 宅地建物取引業者等により賃貸住宅として広く入居者を募集されたもの (注意) ただし、以下のいずれかに該当する方は対象とならない。 ・所有者に法人を含むもの ・申請者の転居時（相続により取得した場合は相続時）から対象工事着手日又は賃貸借契約締結日のいずれか早い日まで事業の用又は貸付けの用に供したものの ・敷地に土砂災害特別警戒区域を含むもの

補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	戸建て住宅の賃貸化に資する工事のうち、以下のいずれかに該当し、税や他の補助金を抜いて100万円を超えるものが対象となる。ただし、壁、床又は天井と一体となっているものに係る改修工事に限る。 (1) 省エネルギー改修工事 (2) 耐震改修工事 (3) バリアフリー改修工事 (4) 水廻り設備（浴室、便所、キッチン、洗面台）の更新・新設工事 (5) 間取りの変更工事 (6) 劣化部分の改修工事	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	50万円（定額）
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	—
	補助限度額	50万円（定額）
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	2028年3月31日
	終期設定の根拠	対象工事着手から交付申請まで最長で13ヶ月を要する点から、単年での検証は難しく、3年終期の時点で効果を検証する必要があるため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	奨励金交付件数	件数	3件/年	R8
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	R4…1件 R5…4件 R6…1件 R7…0件	3件				
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,500	2,000	0	3,000	500	16.7%	3,000	2,000	66.7%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	1,500	2,000	0	3,000	500		3,000	2,000	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている	
(上記のように評価した具体的理由)		
今後、高齢化、人口減少等により増加する空き家の活用を促進することで、住環境の保全につながるものである。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している	
(上記のように評価した具体的理由)		
子育て世帯を中心に戸建て住宅に住み替える傾向が高まっているが、市内の賃貸住宅は不足傾向にあり、中でも戸建ての賃貸住宅は希少であることから、社会情勢や市民ニーズに適合している。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している	
(上記のように評価した具体的理由)		
総合計画第2期基本計画の戦略的施策に位置付ける「住まいの選択肢の充実」、13都市基盤の施策の方向性「住宅の流通や利活用の促進」を図る取り組みであるため。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある	
(上記のように評価した具体的理由)		
空き家所有者アンケートで、改修費の高さ等が戸建て空き家賃貸化のネックとなっていることが分かった。市が奨励金を交付し改修のハードルを下げることで、賃貸化が促進されと考えられる。		
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	B 今後検討する必要がある	
(上記のように評価した具体的理由)		
昨年度から開始した奨励金のため、今後は利用状況や利用者アンケート、事業者ヒアリング等を通じてニーズを把握し、代替案も含む制度の修正の必要性について検討していく。		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる	
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)		
効果測定方法:受給者アンケートを実施している 空き家の活用による空き家問題の解決と住環境の保全、定住による住民税の増収につながっている		
(4) 補助内容の妥当性		
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)		
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額、内容		
再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先			(2) 団体等の構成人数	人	
			うち臨時職員	人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 （千円）					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	対象工事着手から交付申請まで最長で13ヶ月を要するため、3年終期の時点で効果を検証する必要がある。

補助金シート（令和8年度）

	所属 住宅課
補助金名称	生駒市甲種防火管理新規講習講座受講補助金
根拠法令	生駒市甲種防火管理新規講習講座受講補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	本市が管理している生駒市営小平尾桜ヶ丘住宅は、施設規模や収容人数の観点から、消防法により防火管理者の選任が義務付けられている。住人から選任することとしているが、防火管理者を務めるためには「甲種防火管理新規講習講座」を受講し修了する必要があるため、受講料にあたる8,000円を市より補助金として支払い、受講を促す。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	補助金の対象となる者は、桜ヶ丘住宅の入居者等とする。ただし、既に講座を受講済みの者については、本補助金の交付対象としない。	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	生駒市営小平尾桜ヶ丘住宅の防火管理者を務めるために「甲種防火管理新規講習講座」を受講し修了した住人に対し、受講料にあたる8,000円を交付する。	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	甲種防火管理新規講習の受講料に対して予算の範囲内で補助金を交付する。	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	8,000円（定額）
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	防火管理者を務めるために必要な資格の取得に要する経費であるため
	補助限度額	8,000円（定額）
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	2028年3月31日
	終期設定の根拠	3年終期の時点での講習終了者数の充足状況を見て判断するため

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	補助金交付件数	件数	2件	R8
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	0件	2件				
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標

R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	16,000	16,000	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	16,000	16,000	0						

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
適正な防火管理体制を構築することにより、安全安心な住環境を形成できる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
住民の高齢化が進む中、防火管理の担い手の育成に寄与するものである。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
消防法により防火管理者の選任が義務付けられている。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
消防法により防火管理者の選任が義務付けられている。また、適正な防火管理体制を構築することにより、安全安心な住環境を形成できる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
資格取得に必要な経費であり、代替策はない。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
消防法により防火管理者の選任が義務付けられている。また、適正な防火管理体制を構築することにより、安全安心な住環境を形成できる。講習修了者数の充足状況で効果を測定する。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方針性	判断理由
①現状維持	防火管理の担い手を育成し、適正な防火管理体制を構築することにより、安全安心な住環境を形成する。

補助金シート（令和8年度）

所属	住宅課
----	-----

補助金名称	空き家利活用改修補助金
根拠法令	空き家利活用改修補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	空き家の利活用を促進するにあたり、耐震改修を始めとした費用面の負担が大きく、利活用を断念するケースが見られるため、地域コミュニティの維持・再生に長期に渡って（10年以上）資する用途への改修に対して補助を行うもの。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	子ども食堂や高齢者サロンといった地域コミュニティの維持・再生に長期に渡って（10年以上）資する用途への改修工事を行った空き家所有者または利活用者等		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	空き家の利活用に向けた良質なストックの形成を促進するため、空き家所有者等による住宅の性能向上に資する改修、利活用者等による地域コミュニティの維持・再生に長期に渡って（10年以上）資する用途への改修に対して補助を行うもの。		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	地域コミュニティの維持・再生に長期に渡って（10年以上）資する以下の施設の改修費用 (1) 滞在体験施設 (2) 交流施設 (3) 体験学習施設 (4) 創作活動施設 (5) 文化施設 (6) その他市長が認める施設		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)		
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	2分の1	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由		
	補助限度額	100万円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	2029年3月31日	
	終期設定の根拠	対象工事着手から交付申請まで一定の期間を要する点から、単年での検証は難しく、3年終期の時点で効果を検証する必要があるため。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	補助金交付件数	件数	1件/年	R8
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	—	1件				
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,000	0	0	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	500								
その他特定財源									
一般財源	500	0	0	0	0		0	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
今後、高齢化、人口減少等により増加する空き家を利活用して、地域コミュニティの維持・再生に資する用途への転用を促進することで、空き家の解消と地域コミュニティの活性化につながるものである。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
全国的に課題となっている空き家問題の解消と地域コミュニティの活性化の両立につながる取り組みであり、社会情勢や市民ニーズに適合している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次総合計画及び第2期 生駒市空家等対策計画内の具体的取組に位置付けられているため。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
空き家利活用希望者へのヒアリングで、改修費の高さ等がネックとなっていることが分かった。市が補助金を交付し改修のハードルを下げることで、利活用が促進されと考えられる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	B 今後検討する必要がある
(上記のように評価した具体的理由)	
今後は利用状況や利用者アンケートで、事業者ヒアリング等を通じてニーズを把握し、代替案も含む制度の修正の必要性について検討していく。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
効果測定方法: 受給者アンケートを実施する予定 空き家の利活用による空き家問題の解決と地域コミュニティの活性化につながるが見込まれる	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
④新設	

補助金シート（令和8年度）

		所属	建築課
補助金名称	既存住宅簡易耐震診断補助金		
根拠法令	生駒市既存住宅簡易耐震診断補助金交付要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	生駒市内に存する既存住宅について、その所有者が地震に対する安全性の向上を図ることにより、耐震化を促進する。診断により耐震性がないことが判明した際には、解体や改修工事につなげることで市内建築物の耐震化を促進する。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	補助対象住宅の所有者又は所有者の同意を得た者		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」と同等以上の効力を有する方法で行う業務		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	市内の既存住宅の所有者が行う耐震診断の費用		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	3分の2 (1,000円未満の端数は切り捨て。消費税及び地方消費税相当額を除く。) 自己負担1万3千円	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	県内では本市以外全市町村で全額公費負担であり、2分の1補助では事業の動機づけに乏しいため。	
	補助限度額	20,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	2027/3/31	
	終期設定の根拠	改定前の「生駒市補助金制度に関する指針」を参考に3年毎の見直しにより終期の設定を行っている。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	住宅の耐震化率	-	おおむね解消	令和17年度
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	95.0%（R7年度）	-	-	-	-	-
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
住宅の耐震化について令和17年度までにおおむね解消
R7年度の実績
33件

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	600	640	640	900	900	100.0%	960	960	100.0%
国・県補助金	300	320	320	450	450		480	480	
その他特定財源									
一般財源	300	320	320	450	450		480	480	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
耐震化された住宅が増えることで、強靱なまちとなり、市民の安全が確保できる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
近年、南海トラフ地震が心配されるなか、常にどこかで災害が起こっており、市民の耐震化への意識も高く、相談・問合せ等も多い。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市耐震改修促進計画に示されている。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
耐震化の意識があっても、一般の市民は、業者へ直接相談・連絡するのが気がひけたり不安であったりする方が大多数であり、補助金の制度があれば、その問合せとして連絡しやすく、かつこれを利用することにより費用の軽減となるため促進につながっている。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
市民や建物所有者に対する耐震化への意識を誘導させるためであるが、耐震化に対するハードルを下げるためにはこの補助金制度が必要である。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
令和7年度までに約850件の診断補助を行い、住宅耐震化率が平成19年度78.1%から令和7年度95.0%となった。これからも継続することで効果が期待できる。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方向性	判断理由
①現状維持	総合計画及び耐震改修促進計画に基づき、継続することが必要。

補助金シート（令和8年度）

所属	建築課
----	-----

補助金名称	既存住宅耐震改修工事補助金
根拠法令	生駒市既存住宅耐震改修工事補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	耐震改修促進計画では令和17年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標として定めており、耐震化率の向上を図るため、市内に存する既存住宅について、その所有者が地震に対する安全性の向上を図るため。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	改修工事を行う補助対象住宅の所有者又は所有者の同意を得た者		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	木造の建築物 (1) 改修工事前の構造評点を0.3以上向上させ、かつ、改修工事後の構造評点が0.7以上の数値となる改修工事 (2) 改修工事後の構造評点が1.0以上の数値となる改修工事 木造以外の建築物 上記と同等以上の改修工事		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	市内の既存住宅の所有者が行う耐震改修工事の費用		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	23.0% (1000円未満の端数は切り捨て。消費税及び地方税相当額を除く。)	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由		
	補助限度額	500,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	2028/03/31	
	終期設定の根拠	改定前の「生駒市補助金制度に関する指針」を参考に3年毎の見直しにより終期の設定を行っている。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	住宅の耐震化率	-	おおむね解消	令和17年度
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	95.0%(R7年度)	-	-	-	-	-
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
住宅の耐震化について令和17年度までにおおむね解消
R7年度の実績
6件

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	4,000	6,000	2,446	6,000	2,349	39.2%	6,000	1,578	26.3%
国・県補助金	2,000	3,000	1,223	3,000	1,174		3,000	789	
その他特定財源									
一般財源	2,000	3,000	1,223	3,000	1,175		3,000	789	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。

A つながっている

(上記のように評価した具体的理由)

耐震化された住宅が増えることで、強靱なまちとなり、市民の安全が確保できる。

② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。

A 適合している

(上記のように評価した具体的理由)

近年、南海トラフ地震が心配されるなか、常にどこかで災害が起こっており、市民の耐震化への意識も高く、相談・問合せ等も多い。今後も住まいに関するニーズが高まっていくと思われる。

③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。

A 合致している

(上記のように評価した具体的理由)

生駒市耐震改修促進計画に示されている。

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。

A 大いにある

(上記のように評価した具体的理由)

耐震化の意識があっても、一般の市民は、業者へ直接相談・連絡するのが気がひけたり不安であったりする方が大多数であり、補助金の制度があれば、その問合せとして連絡しやすく、かつこれを利用することにより費用の軽減となるため促進につながっている。

② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)

A ない

(上記のように評価した具体的理由)

既存住宅の所有者がその建築物の安全性の向上を図るためであるが、実行するに当たっては建築物の所有者自身が高額な支出が伴うことで保留される傾向であるため、補助金があればとの意識で改善の方向に促せている。

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。

A 認められる

② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。

A 期待できる

上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)

令和7年度までに約205件の補助実施を行い、住宅耐震化率が平成19年度78.1%から令和7年度95.0%となった。これからも継続することで効果が期待できる。

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。

A 目的どおりである

(適合しない場合はその理由)

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	総合計画及び耐震改修促進計画に基づき継続することが必要。 奈良県では82%の市町村が、また全都道府県においても85%が補助制度を設けて推進している。

補助金シート（令和8年度）

		所属	建築課
補助金名称	特殊建築物等耐震診断補助金		
根拠法令	生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱		

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりを目的とし、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高いマンション、ホテルをはじめとする特殊建築物等の耐震化を促進するため。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	補助対象建築物の所有者又は所有者の同意を得た者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	建築士が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 別添第1 建築物の耐震診断の指針」に基づく評価方法により行う業務	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	(1) 戸建て住宅 1, 0 5 0 円／㎡以内(消費税等を除く) (2) 多数の者が利用する建築物 要綱の計算方法により算出した額(消費税等を除く)	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	緊急輸送路沿い区域は3分の2(1,000円未満の端数切り捨て) それ以外は、3分の1(1,000円未満の端数切り捨て)
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	緊急輸送路沿いは、緊急に耐震化が必要であり、率が2/3でないと動機づけに乏しい。
	補助限度額	戸建て住宅10万円、多数の者が利用する建築物200万円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	2028/3/31
	終期設定の根拠	改定前の「生駒市補助金制度に関する指針」を参考に3年毎の見直しにより終期の設定を行っている。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	多数の者が利用する建築物の耐震化率	-	おおむね解消	令和17年度
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	91.7%(R7年度)	-	-	-	-	-
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
多数の者が利用する建築物の耐震化について令和17年度までにおおむね解消
R7年度の実績
実績なし

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,333	1,333	0	1,333	0	0.0%	1,333	201	15.1%
国・県補助金	999	999		999			999	100	
その他特定財源									
一般財源	334	334		334			334	101	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
耐震化された建築物が増えることで強靱なまちとなり、市民の安全性が確保できる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
大規模地震の発生に備えて、市内建築物の耐震化を図ることにより、いつまでも安全・快適に暮らせる住まいの普及につながる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市耐震改修促進計画に示されている。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
市内の耐震化は、自治体の責務であるため、耐震性のある建物にする必要があるが、費用がかかるため補助制度の利用によって促進できる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
当補助制度がなければ、更に耐震化が遅れる。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
補助制度があることで、耐震化を促進できる。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている	有料施設等の使用料補助を行っている		
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理			判断理由		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方向性	判断理由
①現状維持	総合計画及び耐震改修促進計画に基づき、継続することが必要。

生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるほか、大規模地震の発生に備えた安全な地域づくりを目的として、地震時において倒壊して避難路等をふさぎ、避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高いマンション、ホテルをはじめとする特殊建築物等の耐震化を促進するため、建築物の所有者が行う精密な耐震診断（以下「診断」という。）に対し、その費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象建築物)

第2条 補助金の交付対象となる既存建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物とする。

- (1) 建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）の施行日（昭和56年6月1日）前に建築された建築物であること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 住宅を含み多数の者が利用する全ての建築物（個人の利用を目的とする倉庫等を除く。）であること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、補助対象建築物の所有者又は所有者の同意を得た者（共有の建築物にあつては、共有者の全員により合意された代表者）とする。

(補助対象業務)

第4条 補助金の交付対象となる診断の業務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針」に基づく評価方法により行う業務を基準とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助金の交付対象となる経費	補助金の額
次に定める計算方法により算出した額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。 (1) 戸建て住宅は、10万円を限度とし、かつ、1,050円/㎡以内とする。 (2) 多数の者が利用する建築物（共同住宅及び長屋を含む。）は、200万円を限度とし、かつ、次に定める計算方法により算出した額とする。 ア 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内 イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内 ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡以内	奈良県地域防災計画に定める第1次及び第2次緊急輸送路沿い区域（当該道路の境界線から30メートル以内）にその全部又は一部が存する建築物については、左欄の経費の額に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。 それ以外の建築物については、左欄の経費の額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟に対し、1回限りを原則とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、特殊建築物等耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、診断を受ける前に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象建築物の位置図及び建築物の写真
- (2) 耐震診断経費の見積書の写し（予定耐震診断技術者の氏名及び資格の記載のあるもの。）
- (3) 予定耐震診断技術者の資格証の写し
- (4) 補助対象建築物の建築時期が確認できる書類
- (5) 補助対象建築物の延べ面積が確認できる書類

(6) 補助対象建築物の所有者が確認できる書類(所有者以外の者が申請する場合にあっては所有者の同意書を、共有の場合にあっては申請代表者への共有者の同意書又はこれに代わる書類を添付すること。)

(7) 所有者以外の者が補助対象建築物を使用している場合は使用者の同意書

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否の決定をするものとする。

2 市長は、補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対しては特殊建築物等耐震診断補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては特殊建築物等耐震診断補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため市長が必要と認めるときは、条件を付することができる。

(工事の変更及び申請の取下げ)

第8条 交付決定者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付変更申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、変更にかかわる診断の着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 特殊建築物等耐震診断見積書(様式第2号)及び特殊建築物等耐震診断の見積書の写し

(2) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付の決定については、前条第2項の規定を準用する。

3 交付決定者は、特殊建築物等耐震診断補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに特殊建築物等耐震診断補助金交付申請取下げ届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による届出があったときは、前条の補助金の交付決定が取消

されたものとみなす。(完了報告)

第9条 交付決定者は、診断の完了後速やかに、特殊建築物耐震診断完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断業務委託契約書の写し
 - (2) 耐震診断結果報告書の写し
 - (3) 耐震診断経費の領収書又は請求書の写し
 - (4) 耐震診断中の写真
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する完了報告があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の額を確定し、特殊建築物等耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に対して通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定をしたときは、交付決定者から提出される特殊建築物等耐震診断補助金交付請求書（様式第8号）により補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱又は生駒市補助金等交付規則に違反したとき。

（情報の提供）

第13条 交付決定者は、市長の求めにより当該補助事業により得た情報について、診断の実施を促進するため必要な限度において提供するものとし、市長は、これを使用及び提供することができるものとする。

（施行の細目）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金の終期)

第 15 条 この要綱は、予算の範囲内において、令和 7 年度から令和 9 年度までの分の補助金に適用するものとする。

附 則 (平成 18 年 10 月 2 日)

- 1 この要綱は、平成 18 年 10 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 21 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 19 年 5 月 17 日)

この要綱は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。

附 則 (平成 20 年 4 月 1 日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成 20 年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附 則 (平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度以後の分の補助金の交付について適用する。
- 3 この要綱は、平成 24 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 24 年 4 月 1 日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則 (平成 26 年 5 月 1 日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成29年5月1日）

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

2 改正後の生駒市特殊建築物等耐震診断補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の分の補助金の交付について適用する。

附 則（平成30年4月1日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月7日）

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

附 則（令和元年11月25日）

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。

附 則（令和4年2月9日）

この要綱は、令和4年2月9日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

補助金シート（令和8年度）

	所属 建築課
補助金名称	ブロック塀等撤去工事補助金
根拠法令	生駒市ブロック塀等撤去工事補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	平成30年6月に発生した大阪北部地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、本市においても通行者などの安全確保のため、この補助によりブロック塀等の所有者を後押しし、市民が安心して暮らせるまちの実現を図る。	
補助金の交付対象者	（補助金の交付対象者を具体的に記入する。）	
	撤去工事を行うブロック塀等の所有者 撤去工事を行うブロック塀等の管理者 建物の区分所有等に関する法律第1条に規定する建物に附属するブロック塀等の撤去工事を行う同法第3条に規定する団体	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	道路等において崩壊するおそれのあるブロック塀等を撤去する工事に要する費用の一部を補助する。	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	補助対象ブロック塀の撤去に要する費用	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	補助対象ブロック塀の長さに1メートルあたり10,000円を乗じて得た額
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	150,000円
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	2028/3/31
	終期設定の根拠	改定前の「生駒市補助金制度に関する指針」を参考に3年毎の見直しにより終期の設定を行っている。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	住宅の耐震化率	-	おおむね解消	令和17年度
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	95.0%(R7年度)	-	-	-	-	-
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
住宅等の耐震化について令和17年度までにおおむね解消
R7年度の実績
3件

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	400	400	215	500	379	75.8%	1,000	215	21.5%
国・県補助金	200	200	108	250	189		500	107	
その他特定財源									
一般財源	200	200	107	250	190		500	108	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
ブロック塀等の安全が確保されることにより、市民が安心して暮らせるまちとなる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
南海トラフ地震が心配される中、所有のブロック塀等の安全性に不安を持つ市民の改善意識が高く、相談・問合せが多い。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
いつまでも安心・快適に暮らせる住まいの普及の促進となる。また、生駒市耐震改修促進計画でも示されている。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
危険性のあるブロック塀等の除去は、個人所有であるため、所有者の自主的な改善が必要であるが、費用がかかるため放置される傾向がある。 市民の安全確保は、市の責務である。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
危険性のあるブロック塀等の所有者が老朽化していたり、構造上適切に施工されているかどうか分からないものを放置することを防ぐ手段であるが、実行するに当たっては所有者自身が費用負担を伴うため、補助金があればとの意識で改善の方向に促している。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
ブロック塀等の所有者の改善意向を後押しできしており、安全が確保されることにより、市民が安心して暮らせるまちの実現につながる。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方針性	判断理由
①現状維持	総合計画及び耐震改修促進計画に基づき、継続することが必要。

補助金シート（令和8年度）

所属	建築課
----	-----

補助金名称	既存住宅解体工事補助金
根拠法令	生駒市既存住宅解体工事補助金交付要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	耐震性がない既存住宅は活用されずに放置される傾向があるので、その所有者に解体を促すことにより、将来空き家となる可能性の高い住宅の発生を防ぎ、併せて旧耐震の住宅を減らすことによって市内住宅の耐震化につなげる。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	解体工事を行う補助対象住宅の所有者又は所有者の同意を得た者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	所有者が行う解体工事に要する費用の一部を補助する。	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	既存住宅の所有者が行う解体工事費用	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	一戸建て住宅は、除却工事にかかった費用の23% 長屋住宅等は、除却にかかった費用(33,500円/㎡を限度)の23%(1,000円未満の端数は切り捨て。消費税及び地方消費税相当額を除く。)
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	一戸建て住宅500,000円　長屋住宅等1,000,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	2028/3/31
	終期設定の根拠	改定前の「生駒市補助金制度に関する指針」を参考に3年毎の見直しにより終期の設定を行っている。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	住宅の耐震化率	-	おおむね解消	令和17年度
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	95%(R7年度)	-	-	-	-	-
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
住宅の耐震化について令和17年度までにおおむね解消
R7年度の実績
28件

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	13,500	13,500	13,124	13,500	12,111	89.7%	13,500	9,806	72.6%
国・県補助金	6,750	6,750	6,562	6,750	6,055		6,750	4,903	
その他特定財源									
一般財源	6,750	6,750	6,562	6,750	6,056		6,750	4,903	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
耐震性のない住宅が除却されることで、安全なまちとなり、市民の安全が確保できる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
近年、南海トラフ地震が心配されるなか、常にどこかで災害が起こっており、市民の耐震化への意識も高く、相談・問合せ等も多い。今後も住まいに関するニーズが高まっていくと思われる。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
地震等の災害が多い中、全国的にも耐震化の促進は進められており、耐震改修促進計画にも、令和17年度までに市内の耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標設定している。また、空き家対策で空き家率の抑制を図る施策を展開するためにも、非常に有効である。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
空き家対策事業を展開する中、耐震性のない空き家については、利用されず放置される状況がある。一般の市民は、直接業者へ相談・連絡しにくく、市で補助金の制度があることで、まず市へ連絡して補助金を受けて解体しようとするため、耐震化の促進につながっている。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
既存住宅の所有者が耐震性のない建築物を放置することを未然に防ぐ手段であるが、実行するに当たっては建築物の所有者自身が高額な支出が伴うことで放置される傾向であるため、補助金があればとの意識で改善の方向に促せている。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
令和7年度までに約260件の解体補助を行い、早期な市内の耐震化や空き家の放置の防止につながっており、継続することにより更なる効果が期待できる。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R5年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和7年度の方針

方針	判断理由
①現状維持	総合計画及び耐震改修促進計画に基づき、継続することが必要。